

## 少子化へストップ！

—フランス・ストラスブール市の場合から—

富士栄 登美子

### **Stop the Declining Birth Rate ! —The case of Strasbourg City in France: Municipal Government's Policy for Babies and Infants—**

Tomiko FUJIE

#### 諸言

厚生労働省は2015年6月5日、平成26年人口動態統計月報年計(概数)の結果<sup>1)</sup>を公表した。合計特殊出生率は1.42である。これは、戦後最低だった2005年の1.26より上向きとはいえ、人口の再生産の原理からは成り立たない。出生率2.00台を保っていたフランス共和国は、続く不況の煽りで2013年のそれは1.99となった。どのような乳・幼児政策がとられているのか、実際にストラスブール市にある保育園Maison de l'Enfance(子どもの家)へ訪問し、フランスからのヒントを求めた。ストラスブール市は、パリから450km北東、アルザス地域圏に位置する。ライン河を隔ててドイツと接し、人と自転車だけが通れる美しい人頭橋がライン河に架かっている。徒歩でドイツとの国境を渡ることができる。

視察地にストラスブール市を選んだ理由は、少子化に歯止めをかけた家族政策として乳幼児のための保育体制や設備が整えられ、子どもの数に関係なく女性が仕事と家庭の両立を可能にしているからである。全ての子どもたちがその背景に関係なく安心して教育を受けられる環境が整っている。人を育てる教育が幼稚園から大学院まで税金で賄われている。国民が子どもたちを育てるという意識である。

日本で低出生率にしている大きな要因は、経済的理由である。出生率の低さは、女性の労働参加の低さと相関関係にあるように見える。さらに、労働参加しやすい労働環境にあって、ワーク・ライフ・バランスを促進することは、少子化をストップすることにもなるのである。

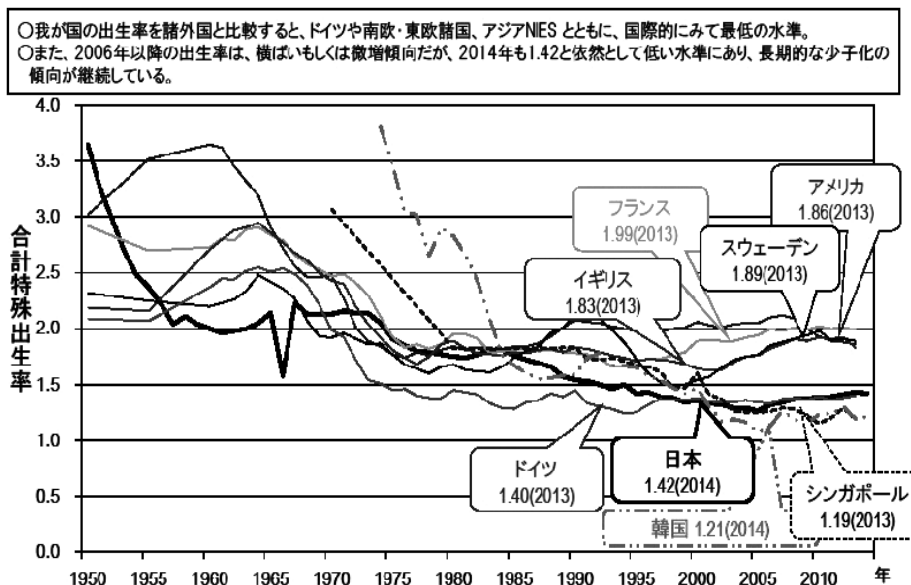
#### 方法

2012年10月、男女共同参画社会を目指す「沖縄女性の翼」の研修に参加し、ストラスブール市直営の0歳から3歳児までを対象とした保育施設訪問、及び市の議会議場にて男女共同参画課のベルナデット・ゲイスレール氏とのレクチャーを通して調査した。

合計特殊出生率は、厚生労働省2015年6月5日発表のもの、出産意識調査は、2015年4月25日(土)~27日(月)の調査のもので、いずれも最も新しいデータに基づいている。

結果・考察

表1 諸外国の合計特殊出生率の推移 (2016.6現在)<sup>1)</sup>



資料：人口動態統計（日本）、UN「Demographic Year book」、Eurostat等

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性が一生の間に生む子供の数を表したものである。

日本のグラフで1966年（昭和41年）にV字型に窪みがあるのは、丙午の年の影響で出生率1.58となった。1989年（平成元年）ではこれを下回ったので1.57ショックと言われ、それまで公務員などの特権であった育児休業は拡大し、1991年育児休業制度が制定されたのである。2013年には、それまで2.00だったフランスが1.99になり、スウェーデン1.89、アメリカ1.86、イギリス1.83、ドイツ1.40、シンガポール1.19である。2014年には、日本1.42、韓国1.21の数値を拾うことになる。

1 ストラスブール市保育園 (Maison de l'Enfance)

図1～図7は、2012年10月8日（月）に訪問したストラスブール市にある保育園Maison de l'Enfance（子どもの家）で撮影したものである。図1は、父親が1歳児を送りにきたところである。壁には「歓迎」の二文字がかけられていた。給食のメニューは、普通食とベジタリアンメニューが乳児・幼児の年齢別に献立がたてられている。図8は、ストラスブール市議会場にて男女共同参画課のベルナデット・ゲイスレール氏と会見したときの写真である。ストラスブール市での女性市長は、38都市中6名で、2010年法（クォーター制）施行により市議と副市長の割合は男女半々である。



図1 父と子



図2 エントランスMAISON DE L'ENFANCE



図3 給食の時間



図4 子ども用キッチン



図5 絵本の読み聞かせ



図6 沐浴用バス、オマル、便器



図7 4人用ベビーカー



図8 男女共同参画課B.G氏 市議会議場にて

## 2 フランスの教育

### (1) 学校教育体制について

教育費は、幼稚園から大学院まで無償であり、無宗教である。幼稚園は3歳から5歳の幼児を対象とする。家庭を離れて冒険と発見をする場である<sup>2)</sup>。ほぼ100%が通園している。

義務教育は、6歳から16歳までである。幼稚園年長組から落第がある。しかし、16歳までに国家試験を受けて義務教育修了資格を取得しなければその資格は得られない。フランスには、卒業なるものはなく、すべて資格である。

高校3年生のときに大学入学資格試験(バカロレア略バック)がある。6月になると、今年のバックの試験問題がニュースになるなど国民的な一大行事である。試験必須科目に哲学があり、1問を4時間かけて解く。バックに合格しないともう一度高校生をやらなければならない、必死で勉強をすると聞く。

### (2) 厚生省管轄子ども政策課の家族政策(ストラスブール市):

ア 1960年代の3つの政策(家族政策の目標と理念)

(ア) 出生率増進に考慮すること

(イ) 男女共同参画社会の推進・男女の仕事への役割の平等化・出生率2.09(1970)

(ウ) 繰り返す社会的経済危機・経済的格差・社会的不平等を少なくすることである。

イ 保育政策の在り方: 仕事を続けたい女性が乳幼児をもった場合の3つの解決策(労働法)

(ア) 生後1年間から3年間休職届を出して家庭で子どもを育てることができる。

(イ) 育児休職の後、職場(同じレベルの役職)に戻れる。雇用主は、再雇用しなければならない。

(ウ) 私的・公的含めて外部の託児所へ預けることができる。

ウ ストラスブール市での実態: 子どもを産んだ女性が子どもを育てるにあたってどういう選択をするのか。

0~3歳児の間: 60%は、育児休暇をとる。休職手当は、月額700€(約95000円)

20%は、保育ママ制度を利用。

20%は、その内の12%は託児所、8%は祖父母などの家族にみてもらう。

親の保育方針には差があり、その選択を押し付けない。

エ 保育施設の経費

(ア) 保育料から・20% 前年度の納税額と子ども数で計算される(4,000円~60,000円)

(イ) 国からの補填・40%

(ウ) 地方自治体からの補填・40%

オ 約60%が事実婚(パックスの事実婚を含む)・子どもは国民皆で育てる考え方。

## 3 日本の男女共同参画(基本法1999年制定)の意味するもの

(1) 男女共同参画を英訳すると“Gender Equality”である。男女が仲良く、両性の特質をいかし、共同してつくる社会であると解釈する向きもあるが、男女共同参画とは、女性差別撤廃を意味している。真向から、差別、平等ということばを避けたのである。「女性センター」の名称の頃は、女性のための施設と解釈され、男性の利用者は稀であった。「男女共同参画センター」となってからは、男性高齢単身者や父と子などの家族の利用者が増えている。実際に筆者が利用しているの実感である。

(2) 世界の10大学に選ばれた名古屋大学<sup>3)</sup>

国連女性機関(UN Women)から、名古屋大学は、男女共同参画を推進する大学に選ばれ

た。学内に学童保育所設置、授乳室設置などを独自に設置している。女性研究者らは「名古屋大なら研究を続けられる」と。国連女性機関に、女性教員の比率を現在の15.9%から20年までに20%に引き上げることなどを「公約」している。女性教職員の多い名女大こそ、男女共同参画を推進する大学に選ばれる大学にしたい。

### (3) 育児・介護休業制度

女性が子育てをしながら仕事をするのはご法度だった時代、そして半世紀前までは、結婚か仕事かどちらかを選択しなければならなかった時代、そして現代、女性が子育てをしながら仕事をするのが当たり前の時代になった。また、父親も育児休業が可能となり(1991)、まだまだ少ないが非正規社員にも育休をとれるようになった。育児休業制度(75年当時は一部の公務員だけの特権)を獲得した私たち団塊の世代からすれば、「権利の上に眠るな」(市川房枝)である。「ノーワーク・ノーペイ」だったことから雇用保険から5割支給されるようになった。せめて乳児期の1年間は活用して欲しいものである。

イクメンという言葉が登場して久しい。育児休業を獲得した1975年当時、思いもしなかったことである。平成元年家庭科元年と言われた平成元年告示の学習指導要領で、それまで女子のみ必修だった高校家庭科が男女共通必修となった。男性が育児に関わるようになったのは、男子が家庭科を履修した成果といえる。1993年度高校1年生だった15歳の少年は今37歳、一児のイクメンパパとなっている。2013年4月より、妻の出産直後の4日間は、特別休暇を取れる企業も出てきている。育児だけでなく、妻の出産直後の夫の協力は何にも替えがたい。

### (4) 進む晩婚化と初産年齢

日本の平均初婚年齢は、夫31.3歳、妻29.4歳。初産年齢は、25.7歳(S50)、26.7歳(S60)、27.5歳(H7)、29.1歳(H17)、30.1歳(H23)、30.3歳(H24)、30.4歳(25)、30.6歳(H26)。

男女共にはじめてのセックスは、生殖を目的とするものであるとする教育が必要である。その教育を担うのは家庭科である。家族計画は、第1子が生まれてからのこと。避妊期間が続くと不妊症になりかねない。子どもはつくるものではなく、授かるものであるからである。そのためにも、若者の就労を保障するものでなければならない。

## 4 名女大生149名に聞いた少子化対策

名女大「家族関係学」の授業で「少子化対策」について、調査日(2015/7/22)の出席数は、各クラス72名、38名、39名であった。各クラスを6つのグループに編成した。フリーディスカッションでそれぞれ意見を出し合い、話し合ったことを発表し、意見を書いたものを提出する形態をとった。対象は、99%が18歳の家政学部1年次、食物栄養・生活環境・家政経済学科の合計149名である。以下、延べ人数を示している。

- ア 出産や育児手当などの経済的支援： 64名(43%)
- イ 男性の育休制などパートナーなどの協力支援： 20名(13%)
- ウ 保育所、勤務状況、労働の保障など、制度を含む環境支援：85名(57%)
- エ その他の意見：

○保育料・教育費の無償化、乳幼児の医療費無料などのように目に見える形で使ってもらえるなら、税金を上げてよい。○子供を産み育てることに喜びを感じることができるよう社会をつくっていく必要がある。○子育ては、楽しいというイメージをもっとPRすべきだ。○晩婚化を防ぐためのセミナーを開く。○職場に学童保育などの子育て支援の場をつくる。○結婚したら二人目の壁についての話を知るべき。○初婚年齢を下げるべき。○少子化に対する危機

感がないから、まずは危機感をもつべき。○少子化が進む理由がわかっているのに政策が打たれていないのはおかしい。○国が出会いの機会を大々的につくる。○周りの環境や理解を深めていく。○マタハラなどもなくすべき。

## 5 二人目の壁

少子化へ拍車をかけているのは、子ども一人夫婦が第2子を躊躇う「二人目の壁」である。低出生率を解消するには、二人目を産みやすい状況を支援することである。

子ども一人夫婦の80%が2人目の出産を躊躇っていることが、「1 more baby 応援団」の夫婦の出産意識調査2015<sup>4)</sup> でわかった。経済的な理由が83%と年齢的な理由が39%である。年齢的な理由の裏には、晩婚化の影響が反映している。

この調査は、2015年4月25日(土)～27日(月)、全国の結婚14年以下の既婚者で男性20～49歳の男性(妻が39歳以下)と女性20～39歳を対象にインターネットで行い、計2961名の回答である。

「二人目の壁」の解消策として

- (1) 経済的サポート(育児や教育関連費用の支援など) 81.9%
- (2) 仕事面でのサポート(休職・復職しやすいなど) 45.4%
- (3) ワーク・ライフ・バランスの改善(長時間労働の短縮など) 44.0%
- (4) 育児のストレスを緩和できるようなしくみ・コミュニティー 40.2%
- (5) 社会環境整備(保育施設の充実など) 38.8%

「子育て費用を軽減してくれる制度の拡充に加え、仕事と子育てを両立しやすい環境づくり」が求められている。

## 6 ワーク・ライフ・バランス憲章<sup>5)</sup>

仕事と生活の調和(ワークライフバランス)と経済成長は、車の両輪である。若者の就労による経済的自立が可能な社会になれば、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現になる。仕事と生活が両立しにくい現実に直面し、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章が内閣府から示された。さらに、仕事と生活の調和推進のための行動指針<sup>6)</sup>が具体的な行動を提示している。憲章で示した「仕事と生活の調和が実現した社会」を次の3つの社会が実現するために必要とされる条件をあげている。その実現のために、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めている。

- (1) 就労による経済的自立可能な社会
- (2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

## 7 おわりに

日本は、2005年過去最低の出生率1.26、2014年の出生数1003532人と110万人を割った。過去最低数である。夫婦の出産意識調査2015(1 more baby 応援団)<sup>4)</sup>によれば、理想の子供の人数を二人以上と考えている夫婦の割合は、79.6%である。低出生率を解消・緩和するには、二人目を生みやすい状況を支援することが急務であると考えられる。第2子を産める社会環境、労働環境そして何より家庭環境を進めなければならない。

育児、介護などの家庭生活と仕事の両立を後押しする上司、管理職の育成に向けた「イクボ

ス宣言」も動き始めている。

夫の保育参加によって、妻のストレスは少なからず緩和され、第2子を産もうとする意識のはずみになる。父親も母親も子どもとコミュニケーションをとることが育児と仕事を両立するためにも重要といえる。夫婦で協力して子育てをする風習が1日も早く当たり前になることを願っている。ストラスブール市の保育園では、家で育てている母親が孤立しないように、自由に出入りして情報交換できるコーナーが設けられていた。

## 要約

フランスと日本の教育事情の大きなちがいは、フランスでは幼稚園から大学院まで無償であることである。経済格差が教育格差になっている日本とは大きくちがう。このことが、とりもなおさず少子化に結びついていることは、いなめない事実である。

望んでいるにもかかわらず第2子を産めないでいることも少子化の見落とされている要因でもある。少子化の対策として、育児と仕事を両立するための経済的支援、協力支援、環境支援があげられる。その実現のためには、経済的に自立可能で、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様な生き方・働き方が選択できる社会にすることなのである。

本論文は、2013年5月18日、日本家政学会第65回大会において発表したものを大幅に加筆し、まとめたものである。

## 参考文献

- 1) <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/hikaku2014.pdf> (2015/06/06) 諸外国の合計特殊出生率の推移 (2015.6時点)
- 2) ジェヌヴィエーヴ・ブラム, ヴァンソン藤井由美訳監修: ほんとうのフランスがわかる本, 原書房, p181 (2011)
- 3) 朝日新聞 朝刊 2015年7月18日(土) 世界の10大学に選ばれた名古屋大学
- 4) <http://www.1morebaby.jp/release/2015/0528.pdf> 1 more Baby応援団広報事務局(株式会社 ジェーワン内) 担当: 野尻, 久保 (2015/08/05)
- 5) [http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier\\_html/20html/charter.html](http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html) 内閣府 (2015/08/05) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章
- 6) <http://www.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf> 内閣府 (2015/08/05) 仕事と生活の調和推進のための行動指針

